

健康食品の表示・広告の適正化に関する調査

資料

北海道管区行政評価局

第一部第1評価監視官室

関係資料1 健康増進法及び健康増進法施行規則（抜粋）

○ 健康増進法（平成十四年八月二日法律第百三号）（抜粋）

（誇大表示の禁止）

第三十二条の二 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他厚生労働省令で定める事項（以下「健康保持増進効果等」という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

（勧告等）

第三十二条の三 厚生労働大臣は、前条の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあると認めるとときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 第二十七条の規定は、食品として販売に供する物であって健康保持増進効果等についての表示がされたもの（特別用途食品、第二十九条第一項の承認を受けた食品及び販売に供する食品であって栄養表示がされたものを除く。）について準用する。

（権限の委任）

第三十五条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第三十六条の二 第三十二条の三第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

○ 健康増進法施行規則（平成十五年四月三十日厚生労働省令第八十六号）（抜粋）

（権限の委任）

第十九条 法第三十二条の三第一項及び第二項に規定する厚生労働大臣の権限は、法第三十二条の二の規定に違反して表示をした者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自ら当該権限を行うことを妨げない。

- 2 法第三十二条の三第三項において準用する法第二十七条第一項に規定する厚生労働大臣の権限は、食品として販売に供する物の製造施設、貯蔵施設又は販売施設の所在地を管轄する地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自ら当該権限を行うことを妨げない。

（注） 本表は、「健康増進法」及び「健康増進法施行規則」から抜粋したものである。

関係資料2 地方厚生局が行う虚偽誇大広告等規制業務の概要及び違法広告等の探知に関する規定

○ 業務マニュアル（抜粋）

2 事務の概要

《地方厚生局での主な業務》

(1) 自治体との連絡調整

疑義紹介への対応、指導要請、事例報告の受理・整理、違反事例の調査・収去

(2) 厚生労働本省との連絡調整

報告事例の送付、指導要請（インターネットの指導等は主に厚生労働省医薬食品局食品安全部が行う。）

(3) 事業者への指導等（本省が専任するネット事業等を除く。）

改善指導、改善確認、勧告措置、命令措置

《厚生労働本省が主に指導等を行う広告等（地方厚生局は厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室（以下「対策室」という。）に転送・通報することで足りる。）》

(1) インターネット

(2) バイブル本等、実質的に広告と判断されるか疑義があるもの

3 違反広告等の探知

法第32条の2の規定に違反し、又は違反が疑われる広告その他の表示（以下「違法広告等」という。）の探知手段として想定される例は、次のとおりである。

- ・ 都道府県等からの通報・相談
- ・ 消費者等からの通報・申告
- ・ 地方厚生局自ら行う探索（対 折り込みチラシ等）

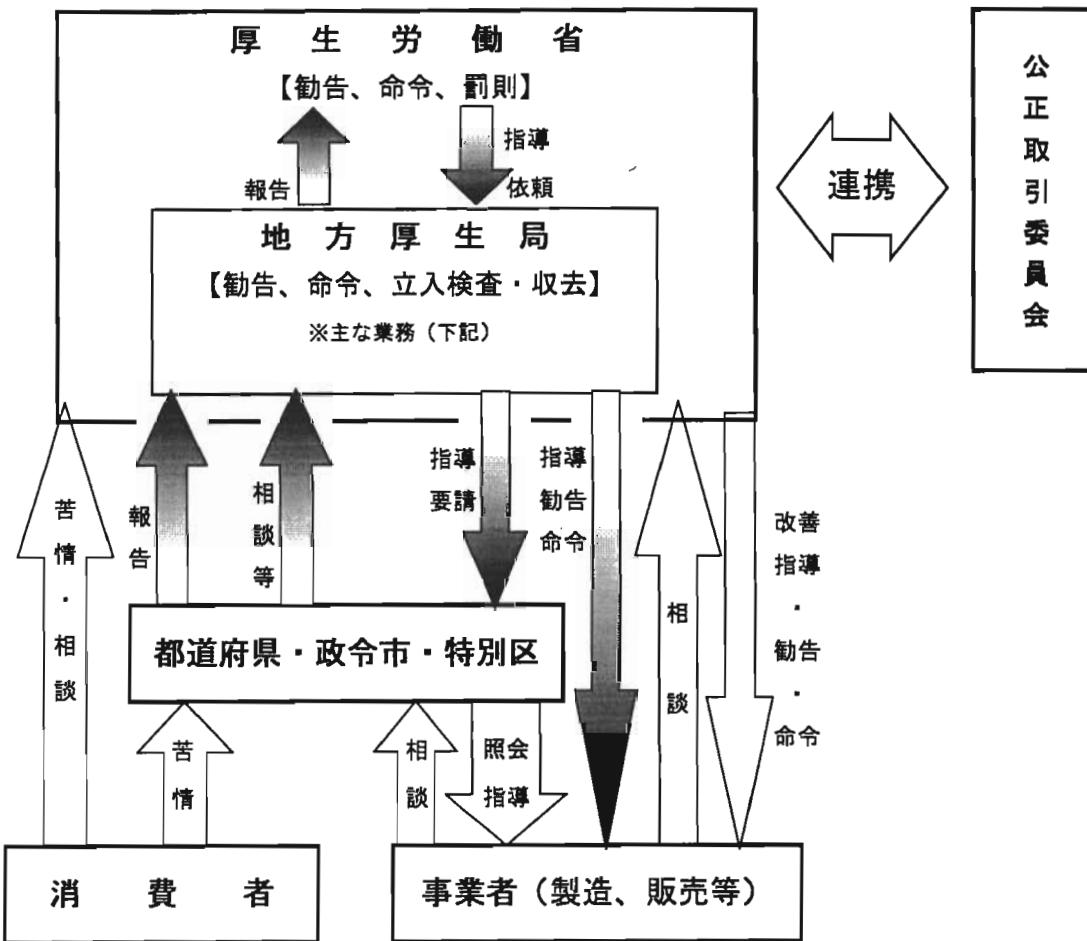
特に、いわゆる健康食品の広告等の適正化を推し進めるためには、法のみならず、薬事法を含めた関係法令の一元的な運用が不可欠であること、地域小売店等を対象として行う食品衛生監視又は薬事監視の際に違反広告等を発見する機会が多いものと考えられること等から、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）の衛生主管部局長並びに各保健所長等が各管轄地域内の広告等適正化のための監視指導等に当たるべきこととされている（ガイドライン及びガイドライン留意事項参照）。

したがって、都道府県等からの通報・相談により違反広告等が発見される可能性が高い。

（注） 本表は、「移管業務の実施について」（平成16年3月25日付け地発第0325001号、食安発第0325004号）として通知された虚偽誇大広告等規制業務処理要領（以下「業務マニュアル」という。）を抜粋したものである。

関係資料3 虚偽誇大広告等規制業務の流れ（イメージ図）

2 事務の概要



(注) 本表は、「業務マニュアル」を抜粋したものである。

参考資料

「健康食品」について

「健康食品」とは

健康の保持増進に資する食品として販売・利用されている食品全般について「健康食品」と呼ばれることがあります。が法令に定義されている「保健機能食品」を除いた「いわゆる健康食品」については、明確な定義はありません。

保健機能食品（「健康食品」のうち、国が制度化しているもの）

●特定保健用食品

特定の保健の用途に資することを目的として、健康の維持増進に役立つ又は適する旨の表示について厚生労働大臣が個別に許可又は承認した食品

●栄養機能食品

定められた規格基準に適合していれば、国への許可申請や届出なくして、厚生労働省が指定した栄養成分の機能を表示できる食品

※いずれも、審査等により安全性も担保している。

健康の保持増進効果等の虚偽・誇大広告等の禁止
食品として販売される物について、健康の保持増進の効果等に関する

・著しく事実に相違する

・著しく人を誤解させる

ような広告等の表示をしてはならない。

安全性について

一般食品における安全性確保に加え、特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置

健康食品制度の見直し

●表示内容の充実（平成17年2月1日）

・特定保健用食品制度の見直し

●表示の適正化

・栄養機能食品にふさわしくない表示を禁止するなど、保健機能食品における表示規制を強化

●安全性の確保

・錠剤・カプセル状等食品の、適正製造規範（GMP）ガイドライン、原材料の安全性自己点検ガイドラインの作成

安全性・有効性の情報について

独立行政法人国立健康・栄養研究所ホームページ

『「健康食品」の安全性・有効性情報』 <http://www.nih.go.jp/eiken/>

からだの生理学的機能などに影響を与える
保健機能成分を含む食品で、血圧、血中の
コレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子を整えるのに役立つなどの
特定の保健の用途を表示するもの

栄養素（ビタミン・ミネラル）の補給のために利
用される食品で、栄養素の機能を表示するもの

医薬品
(医薬部外品を含む)

特別用途食品 (許可制)

特定保健用食品 (許可制)

栄養機能食品 (規格基準型)

〈表示内容〉
・栄養成分含有表示
・保健用途の表示
(栄養成分機能表示)
・注意喚起表示

〈表示内容〉
・栄養成分含有表示
・栄養成分機能表示
・注意喚起表示

病者用、妊産婦用、
授乳婦用などの特別
の用途に適する旨の
表示をする食品

いわゆる健康食品

〈食品〉

- 安全性の確保
- 虚偽誇大広告等の禁止

「食品の安全確保に関する取組（厚生労働省医薬食品局食品安全課）」抜粋